

別表第五 緑地基準(第五十二条関係)

対象行為	面積	区域		
		甲地域	乙地域	
一 一団の住宅地の造成及び一団の住宅の建築	共同住宅等の建築	三千平方メートル未満		区域面積の十パーセント以上の面積の緑地
		三千平方メートル以上五千平方メートル未満	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の十二パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満	区域面積の十五パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の十八パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
		一万平方メートル以上	区域面積の二十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の二十四パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
	共同住宅等以外の建築等	三千平方メートル未満		次のいずれかに該当する緑地 1 区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地 2 区域面積の三パーセント以上の面積の生け垣 3 宅地面積の二十パーセント以上の面積の宅地内緑地 4 次の式を満たすことのできる緑地 $\frac{\text{確保した公共的緑地面積}}{\text{区域面積の三パーセントの面積}} + \frac{\text{確保した生け垣面積}}{\text{区域面積の三パーセントの面積}} + \frac{\text{確保した宅地内緑地面積}}{\text{宅地面積の二十パーセントの面積}} \geq 1$
		三千平方メートル以上一万平方メートル未満	区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地	区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地
		一万平方メートル以上	区域面積の五パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の五パーセント以上の面積の公共的緑地を含む。)
		二 屋外運動競技施設及び屋外娯楽施設の建設	一万平方メートル未満	区域面積の二十パーセント以上の面積の緑地

	一万平方メートル以上		区域面積の三十五パーセント以上の面積の緑地(区域面積の十五パーセント以上の面積の残留緑地を含む。)
三 墓地の建設	一万平方メートル未満	区域面積の十五パーセント以上の面積の緑地	区域面積の三十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の十パーセント以上の面積の残留緑地を含む。)
	一万平方メートル以上	区域面積の二十パーセント以上の面積の緑地	区域面積の四十五パーセント以上の面積の緑地(区域面積の二十五パーセント以上の面積の残留緑地を含む。)
四 鉱物の採掘、土石の採取又は土砂等による土地の埋立及び盛土		区域面積の五十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の三十パーセント以上の面積の残留緑地を含む。)	
五 駐車場、資材置場作業場の建設その他右記以外の行為(道路の建設に係るものを除く。)	一万平方メートル未満	区域面積の十パーセント以上の面積の緑地。ただし、建ぺい率が十分の六以下の地域については、次の算式によって得られる面積以上の緑地とする。 区域面積 × { (1 - 建ぺい率 × 0.8) × 0.2 }	区域面積の二十パーセント以上の面積の緑地
	一万平方メートル以上	区域面積の十五パーセント以上の面積の緑地	区域面積の三十パーセント以上の面積の緑地(区域面積の十パーセント以上の面積の残留緑地を含む。)

#### 備考

- 一 一団の住宅の建築とは、住宅が二戸以上集合したもの(共同住宅等の敷地にあつては、一棟でもこれに当たるものとする。)の建築をいう。
- 二 公共的緑地とは、公園、街路等公共的な場所に隣接して設置された緑地で、公共の用に供するもの(都市計画法第二十九条の開発行為の許可に必要な公園、緑地等とは別に設置されたものに限る。)をいう。
- 三 生け垣とは、道路に面し、高木又は中木を列植した緑地で、原則として縦横に柵(四ツ目垣)を施したものをいう。
- 四 宅地とは、建築物の敷地に供する土地をいう。
- 五 残留緑地とは、従来からある樹木、自然状態の池沼等をそのまま残した緑地をいう。残留緑地がない場合に限り、現在の地表を改変しない土地に樹木を植栽した緑地を残留緑地に含めることができる。